

別紙①

学校において予防すべき感染症について

下記一覧表は学校で予防すべき感染症です。学校感染症にかかったり疑いがあるときは学校保健安全法により登校できません。出席停止の感染症と出席停止期間は次のとおりです。

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱,クリミア・コンゴ出血熱,痘そう,南米出血熱,ペスト,マールブルグ病,ラッサ熱,ジフテリア,重症急性呼吸器症候群 (SARS),急性灰白髄炎(ポリオ),特定鳥インフルエンザなど	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発疹がすべて消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹の痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ,細菌性赤痢,腸管出血性大腸菌感染症,腸チフス,パラチフス,流行性角結膜炎,急性出血性結膜炎,その他の感染症 (その他の感染症について) 溶連菌感染症,手足口病,ヘルパンギーナ,伝染性紅斑(りんご病),感染性胃腸炎,マイコプラズマ感染症など	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで その他の感染症は、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第三種感染症としての措置をとることができる疾患。

※ 通常、出席停止措置が必要ない感染症の例はアタマジラミ,水いぼ,伝染性膿痂疹(とびひ)ですが、診断された場合は保健室へ報告してください。

※ 上記の感染症にかかった時は担任、または保健室へご連絡ください。 保健室 Tel 0422-37-3817

インフルエンザ出席停止期間早見表		(インフルエンザでの出席停止期間は発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで)						
	発症日	発症後						
	0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に解熱 (最低基準)	発熱(発症)	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	経過観察	経過観察	登校可能	
	出席停止							
発症後2日目に解熱	発熱(発症)	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	経過観察	登校可能	
	出席停止							
発症後3日目に解熱	発熱(発症)	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能	
	出席停止							
発症後4日目に解熱	発熱(発症)	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能
	出席停止							